

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会  
(沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会)  
歳末たすけあい募金配分金による法外援護事業運営要綱

社会福祉法人  
宜野座村社会福祉協議会

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会  
(沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会)  
歳末たすけあい募金配分金による法外援護事業運営要綱 (案)

制定 令和5年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会（以下「本会」という）及び沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会（以下「委員会」という）が、宜野座村に居住する緊急的・一時的な支援・保護を必要とする困窮世帯で、他の支援制度等を優先的に用いても尚も支援を受けることが非常に困難な村民に対し、歳末たすけあい募金の配分金を活用した金品又は物品による法外援護（以下「援護」という）を行うことにより、生活の更生を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本事業を、社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会（沖縄県共同募金会宜野座村共同募金委員会）歳末たすけあい募金配分金による法外援護事業という。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、本会及び委員会が共同で行うものとする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、原則として宜野座村に住所を有する世帯とする。また、本事業の申請者は世帯から1名のみとする。但し、本会会長及び委員会の審査委員長が状況に応じ、十分な審査の上で、特別に必要と認めた場合はその限りではない。尚、世帯分離（1つの住居に同居しながらも、住民票の世帯を複数〔親と子、夫婦間等〕に分けること）を行っている世帯からの申請については、生活実態（生計同一）の有無を確認した上で世帯毎の申請の可否を検討することとする。

(援護の種類等)

第5条 援護の種類は原則以下のとおりとする。また、原則以下の援護の種類を重複して受けることはできない。但し、本会会長及び委員会の審査委員長が状況に応じ、十分な審査の上で、特別に必要と認めた場合はその限りではない。尚、以下の援護の種類が他法・他制度・他事業を利用することで対応が可能な場合、援護の対象外もしくは一部対象として援護する。

[援護の種類]

①生活必需品購入に掛かる費用又は生活必需品の提供（購入による物品提供）

※但し、生活する上で最低限度必要と認めるものに限る。

②一月分の家賃支払いに掛かる費用

※グループホーム家賃自己負担分含む

③医療費及び福祉関係施設・事業所等利用に掛かる費用

※自己負担額の部分のみ

④学業及び部活動等に掛かる費用又は購入による物品提供

※但し、学業や部活動を行う上で最低限度必要と認めるものに限る。

(援護の回数)

第6条 援護の回数は年度内において原則1回のみとする。本会会長及び委員会の審査委

員長が状況に応じ、十分な審査の上で、特別に必要と認めた場合はその限りではない。

(援護の限度)

第7条 援護の限度は原則以下の通りとする。但し、本会会長及び委員会の審査委員長が状況に応じ、十分な審査の上で、特別に必要と認めた場合はその限りではない。

①生活必需品購入に掛かる費用又は生活必需品の提供（購入による物品提供）

※生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）（基準額②）（3級地-2）（単位：円／月額）に準じた額を限度額とし、収支状況、預金残高、購入を希望する必需品の見積もり等の確認を行った上で、その必需品の購入に必要な最低限度の金額を算出し支給又は購入による物品提供を行う。

②一月分の家賃支払いに掛かる費用

※生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）（基準額②）（3級地-2）（単位：円／月額）に準じた額を限度額とし、収支状況、預金残高、見積もり書、賃貸借契約書等の確認を行った上で、その家賃（一月分）の支払いに必要な最低限度の金額を算出し支給する。

③医療費及び福祉関係施設・事業所等利用に掛かる費用（自己負担額の部分のみ）

※生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）（基準額②）（3級地-2）（単位：円／月額）に準じた額を限度額とし、収支状況、預金残高、見積もり書、請求書等の確認や当該医療機関への受診の有無等の確認を行った上で、その医療費の支払いに必要な最低限度の金額を算出し支給する。

④学業及び部活動等に掛かる費用又は購入による物品提供

※生活保護制度における生活扶助基準額（第1類）（基準額②）（3級地-2）（単位：円／月額）に準じた額を限度額とし、収支状況、預金残高、見積もり書、請求書等の確認を行った上で、その学業及び部活動等に掛かる必要最低限度の金額を算出し支給又は購入による物品提供を行う。

(領収書の写しの提出)

第8条 第5・6条・7条の援護を受けた者は、領収書（レシート）等の写しを本会へ提出すること。

(申請手続き等)

第9条 本会の援護を受けようとする者又はその援護を受けようとする者の代理人は、以下の書類を揃え、本会へ申請を行うこと。

①申請書（第1号様式）

②個人情報の取り扱いに関する同意書（第2号様式）

③委任状（第3号様式）

※**対象者のみ提出**

④印鑑（認印可）

⑤住民票謄本（本籍地及び世帯全員の氏名の記載があるもの）

⑥所得証明書

⑦現住所が記載されている身分証のコピー

⑧直近1月分～3月分の給与明細（状況により賞与明細の提出も求める）

**※対象者のみ提出**

⑨通帳のコピー

(表面、見開き面、申請日から遡って1年分の預貯金の入出金状況が分かる面)

⑩年金・給付金額が確認できる書類

**※対象者のみ提出**

⑪土地収入等臨時収入が確認できる書類

**※対象者のみ提出**

⑫福祉サービス、介護保険サービス、医療保険サービス等各種制度の利用が確認できる書類

**※対象者のみ提出**

⑬障がい者手帳

**※対象者のみ提出**

⑭各種見積もり書・請求書・契約書等

⑮その他本会が必要と判断し提出を求めるもの

(個人情報取り扱いへの協力)

第10条 本会の援護を受けようとする者又はその援護を受けようとする者の代理人は、本会が行う必要な範囲での、関係機関(関係者)に対する、援護を受けようとする者又は援護を受けようとする者の代理人の個人情報の提供に同意しなければならない。

2 本会の援護を受けようとする者又はその援護を受けようとする者の代理人は、本会が行う必要な範囲での、関係機関(関係者)への照会による、援護を受けようとする者又は援護を受けようとする者の代理人の個人情報の取得に同意しなければならない。

(調査等)

第11条 本会の援護を受けようとする者又はその援護を受けようとする者の代理人からの申請を受理した本会は、各区民生員委員児童委員、主任児童委員、各区事務所区長、行政機関等の関係機関に対し、援護を受けようとする者に対する援護の必要性について意見を求める等の調査を行う。

(援護の決定等)

第12条 援護の可否は、本会会長及び委員会の審査委員長、審査委員1名の決済により決定する。

2 援護の可否が決定したものは、本会より通知を行うこととする。

(事業の原資)

第13条 本事業の原資は、当年度に集まった歳末たすけあい募金額の80%以内とする。

(援護の停止)

第14条 本事業の原資である歳末たすけあい募金の配分金の残額が無くなった場合、本事業による援護を停止する場合がある。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。